

# 定 款 (昭48. 6. 7)

## 第 1 章 総 則

### (名 称)

第 1 条 本協会は、日本証券業協会（英文名「Japan Securities Dealers Association」）と称する。

### (事 務 所)

第 2 条 本協会は、主たる事務所を東京都中央区に、従たる事務所を北海道札幌市、宮城県仙台市、東京都中央区、愛知県名古屋市、石川県金沢市、大阪府大阪市、広島県広島市、香川県高松市及び福岡県福岡市に置く。

### (定 義)

第 3 条 この定款において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- 1 有価証券 金融商品取引法（以下「金商法」という。）第 2 条第 1 項に規定する有価証券（同条第 2 項の規定により有価証券とみなされる権利（同項各号に掲げる権利を除く。）を含む。）をいう。
- 2 金融商品取引業者 金商法第 2 条第 9 項に規定する金融商品取引業者をいう。
- 3 第一種金融商品取引業 金商法第 28 条第 1 項に規定する第一種金融商品取引業をいう。
- 4 有価証券関連デリバティブ取引等 金商法第 33 条第 3 項に規定する有価証券関連デリバティブ取引等（同法第 2 条第 2 項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利に係るものを除く。）をいう。
- 5 店頭デリバティブ取引等 金商法第 2 条第 8 項第 4 号に規定する店頭デリバティブ取引等（金融商品取引法施行令第 1 条の 8 の 6 第 1 項第 2 号に該当するものを除く。）をいう。
- 6 店頭金融先物取引等 店頭金融先物取引（金融商品取引業等に関する内閣府令（以下「金商業等府令」という。）第 79 条第 2 項第 2 号に規定する店頭金融先物取引をいう。以下同じ。）又はその媒介、取次ぎ若しくは代理をいう。
- 7 特定店頭デリバティブ取引等 店頭デリバティブ取引等のうち、特定店頭デリバティブ取引（金商法第 2 条第 22 項に規定する店頭デリバティブ取引（金融商品取引法施行令第 1 条の 8 の 6 第 1 項第 2 号に該当するものを除く。）であって、次のいずれにも該当しないものをいう。）又はその媒介、取次ぎ若しくは代理をいう。
  - イ 金商法第 2 条第 2 項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利に係る取引
  - ロ 有価証券関連デリバティブ取引（金商法第 28 条第 8 項第 6 号に規定する有価証券関連デリバティブ取引（同法第 2 条第 2 項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利に係るものを除く。）をいう。）
  - ハ 店頭金融先物取引
  - ニ 金商法第 2 条第 22 項第 4 号に規定する取引（同条第 25 項第 1 号又は第 4 号に掲げる金融指標（同条第 24 項第 3 号に係るものに限る。）に係る取引に限る。）
  - ホ 金商法第 185 条の 24 第 1 項に規定する暗号資産関連店頭デリバティブ取引
- 8 有価証券の売買その他の取引等 有価証券の売買その他の取引、有価証券関連デリバティブ取引等、特

定店頭デリバティブ取引等及び商品関連市場デリバティブ取引取次ぎ等をいう。

- 9 金融商品仲介業者 協会員を所属金融商品取引業者等（金商法第66条の2第1項第4号に規定する所属金融商品取引業者等をいう。以下同じ。）とする同法第2条第12項に規定する金融商品仲介業者のうち、同条第11項に規定する金融商品仲介業（同項第1号から第3号までに掲げる行為（電子記録移転権利（同条第3項に規定する電子記録移転権利をいう。以下同じ。）又は金融商品取引法施行令第1条の12第2号に規定する権利に係るもの並びに金商法第2条第11項第2号に掲げる行為にあつては、金融商品取引法施行令第16条の4第2項第1号イからニまで及び同項第2号に掲げる取引に係るものを除く。）に係る業務に限る。）を行う者をいう。
- 10 商品関連市場デリバティブ取引取次ぎ等 金商法第43条の2の2に規定する商品関連市場デリバティブ取引取次ぎ等をいう。

#### （組織及び人格）

第4条 本協会は、次条に規定する協会員をもって組織し、金商法第67条の2第2項の規定により内閣総理大臣の認可を受ける認可金融商品取引業協会（同法第2条第13項に規定する認可金融商品取引業協会をいう。以下「認可協会」という。）とする。

#### （協会の要件）

第5条 本協会の協会員は、次の各号に掲げる協会員の種類に応じ、当該各号に定める者とする。

- 1 会 員 金融商品取引業者のうち、第一種金融商品取引業（次に掲げる業務を除く。以下この条において同じ。）を行う者（次号イからハまでに掲げる業務のみを行う者を除く。）
- イ 店頭金融先物取引等に係る業務
  - ロ 第3条第7号ニ及び同号ホに掲げる取引又はその媒介、取次ぎ若しくは代理に係る業務
  - ハ 電子記録移転権利又は金融商品取引法施行令第1条の12第2号に規定する権利に係る業務
- 2 特定業務会員 金融商品取引業者のうち、第一種金融商品取引業において、次に掲げる業務のみを行う者
- イ 特定店頭デリバティブ取引等に係る業務
  - ロ 金商法第29条の4の2第10項に規定する第一種少額電子募集取扱業務（同項第1号に掲げる有価証券に係る業務に限る。）
  - ハ 商品関連市場デリバティブ取引取次ぎ等に係る業務
- 3 特別会員 金商法第2条第11項に規定する登録金融機関（登録金融機関業務（同法第33条の2に規定する行為のうち、同条第1号（同法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利に係るものを除く。）、第2号（同法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利に係るものを除く。）若しくは第3号（特定店頭デリバティブ取引等及び商品関連市場デリバティブ取引取次ぎ等に係るものに限る。）に掲げるもの又は有価証券等管理業務をいう。）を行う者をいう。以下同じ。）

#### （目的）

第6条 本協会は、協会員の行う有価証券の売買その他の取引等を公正かつ円滑ならしめ、金融商品取引業の健全な発展を図り、もって投資者の保護に資することを目的とする。

#### （業務）

第7条 本協会は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる業務を行う。

- 1 協会員が金商法及び関係法令を遵守し、協会員間の秩序を保持することを強化促進すること。

- 2 協会の有価証券の売買その他の取引等に関する公正な慣習を促進して取引の信義則を助長すること。
  - 3 協会の有価証券の売買その他の取引等及びこれに関連する行為に関する慣習を統一して、取引上の処理を能率化し、紛争を排除すること。
  - 4 協会及び金融商品仲介業者による詐欺行為、相場を操縦する行為又は不当な手数料若しくは費用の徴収その他協会及び金融商品仲介業者の不当な利得行為を防止し、取引の信義則を助長すること。
  - 5 協会に、法令及び定款その他の規則を遵守するための当該協会及び金融商品仲介業者の社内規則及び管理体制を整備させることにより、法令又は定款その他の規則に違反する行為を防止し、投資者の信頼を確保すること。
  - 6 協会及び金融商品仲介業者の業務に対する顧客からの苦情の解決及び有価証券の売買その他の取引等に関する協会及び金融商品仲介業者と顧客の紛争の解決のあっせんを行うこと並びに協会相互間の紛争を調停すること。
  - 7 金商法第67条の19に規定する上場株券等の取引所金融商品市場外における取引に係る売買価格の公表等を行うこと。
  - 8 協会及び金融商品仲介業者の法令、法令に基づく行政官庁の処分若しくは定款その他の規則又は取引の信義則の遵守の状況並びに協会の営業及び財産の状況を調査すること。
  - 9 金商法第64条の7第1項の規定に基づき、金融庁長官から委任された外務員の登録に関する事務を行うこと。
  - 10 金商業等府令第119条第1項第9号に規定する調査及び確認を行うこと。
  - 11 協会の役員及び従業員並びに金融商品仲介業者並びにその役員及び従業員の試験、研修等を行い、その資質の向上を図ること。
  - 12 金融商品及び金融指標並びに金融商品市場に関する問題を調査研究し、必要に応じて政府等に建議要望すること。
  - 13 金融商品及び金融指標並びに金融商品市場に関する知識の普及及び啓発並びに広報を図ること。
  - 14 協会間の意思の疎通及び意見の調整を図ること。
  - 15 金融商品取引業に関係のある団体等との意思の疎通及び意見の調整を図ること。
  - 16 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第32条の3第2項第8号に規定する不当要求情報管理機関として情報の収集及び提供を行うこと。
  - 17 会員の反社会的勢力排除の取組みに関して支援を行うこと。
  - 18 前各号に掲げるもののほか、本協会の目的達成に必要な業務を行うこと。
- 2 本協会は、営利の目的をもって業務を営まない。

**(規則等)**

第8条 本協会は、前条第1項各号に規定する業務を円滑に行うため、自主規制規則、統一慣習規則、紛争処理規則、協会運営規則その他の規則を定めることができる。

**(定款施行規則)**

第9条 定款の施行に関し必要な事項は、「定款の施行に関する規則」(以下「定款施行規則」という。)をもって定める。

**(規則等の制定及び改正)**

第10条 自主規制規則、統一慣習規則、紛争処理規則、協会運営規則、定款施行規則その他の規則及びこれに基づく細則の制定、改正及び廃止は、理事会の決議により行う。

## 第 2 章 会員及び特定業務会員

### 第 1 節 権利及び義務

#### (会員の資格)

- 第 11 条 第 5 条第 1 号に定める要件を満たす者は、第 22 条第 1 項又は第 30 条において準用する第 26 条第 1 項の承認を受けて、会員となる。
- 2 会員が第 25 条第 1 項の承認を受けて本協会を脱退し、又は第 28 条第 1 項の決議により本協会から除名の処分を受けたときは、会員の資格を喪失する。
- 3 会員が合併した場合において、法人が消滅したときは、会員の資格を喪失する。

#### (会 員 権)

- 第 12 条 会員は、定款施行規則に定める会員としての権利（以下「会員権」という。）を有する。
- 2 会員が前条第 2 項又は第 3 項の規定により、会員の資格を喪失したときは、会員権は消滅する。
- 3 会員は、第 5 条第 1 号に規定する第一種金融商品取引業を行う者でなくなったと本協会が認めた場合、又は業務を休止し、業務休止の間、会費納入の免除を本協会が認めた場合は、定款施行規則で定める会員権の一部が制限されるものとする。
- 4 会員権は、譲渡することができない。

#### (特定業務会員の資格)

- 第 13 条 第 5 条第 2 号に定める要件を満たす者は、第 22 条第 1 項又は第 26 条第 1 項の承認を受けて、特定業務会員となる。
- 2 特定業務会員が第 30 条において準用する第 25 条第 1 項の承認を受けて本協会を脱退し、又は第 30 条において準用する第 28 条第 1 項の決議により本協会から除名の処分を受けたときは、特定業務会員の資格を喪失する。
- 3 特定業務会員が合併した場合において、法人が消滅したときは、特定業務会員の資格を喪失する。

#### (特定業務会員権)

- 第 14 条 特定業務会員は、定款施行規則に定める特定業務会員としての権利（以下「特定業務会員権」という。）を有する。
- 2 特定業務会員が前条第 2 項又は第 3 項の規定により、特定業務会員の資格を喪失したときは、特定業務会員権は消滅する。
- 3 特定業務会員は、第 5 条第 2 号に規定する第一種金融商品取引業を行う者でなくなったと本協会が認めた場合、又は業務を休止し、業務休止の間、会費納入の免除を本協会が認めた場合は、定款施行規則で定める特定業務会員権の一部が制限されるものとする。
- 4 特定業務会員権は、譲渡することができない。

#### (会費及び特別会費)

- 第 15 条 会員は、本協会が定めるところにより会費を本協会に納入しなければならない。
- 2 会員は、本協会が特別な支出に充てるため必要と認めるときは、その定めるところにより特別会費を本協会に納入しなければならない。
- 3 会費及び特別会費の額は、理事会の決議により定める。
- 4 前項の規定による決議は、会員に公正に分担させることを旨として行うものとする。

#### 第 16 条 削 除

#### (会員代表者及びその代理人)

第 17 条 会員は、定款施行規則で定めるところにより、本協会の業務について当該会員を代表する者（以下「会員代表者」という。）及びその代理人をそれぞれ 1 人定め、本協会に届け出なければならない。

2 本協会が会員代表者又はその代理人を不適任と認めたときは、それぞれ事由を示してその変更を求めることができる。

#### (届出及び報告事項)

第 18 条 会員は、定款施行規則その他の規則で定める場合に該当することとなったときは、遅滞なく、所定の様式による届出書又は報告書により、その内容を本協会に届出又は報告しなければならない。

#### (資料の提出等)

第 19 条 本協会は、必要があると認めるときは、会員に対し、当該会員又は当該会員を所属金融商品取引業者等とする金融商品仲介業者の法令、法令に基づく行政官庁の処分若しくは定款その他の規則又は取引の信義則の遵守の状況並びに当該会員の営業及び財産に関する報告又は資料の提出を求めることができる。

2 会員は、前項に規定する報告又は資料の提出の請求に応じなければならない。

#### (監 査)

第 20 条 本協会は、「監査規則」で定めるところにより、会員又は当該会員を所属金融商品取引業者等とする金融商品仲介業者の法令、法令に基づく行政官庁の処分若しくは定款その他の規則又は取引の信義則の遵守の状況並びに会員の営業及び財産の状況又はその帳簿書類その他の物件を監査することができる。

2 会員は、前項の規定により本協会が行う監査に応じなければならない。

#### (本協会の名称の使用制限)

第 21 条 会員は、金商法及び関係法令に規定がある場合又は定款施行規則で定める場合を除き、本協会の承認を受けずに本協会の名称及び本協会に設置する会議体の名称（これらを図案化したものを含む。以下同じ。）を使用してはならない。

## 第 2 節 加入及び脱退

#### (加入の承認)

第 22 条 本協会に加入しようとする第 5 条各号に定める要件のいずれかを満たす者は、別に定める様式による入会申請書を本協会に提出し、本協会の承認を受けなければならない。

2 前項の入会申請書には、定款施行規則で定める書類を添付しなければならない。

3 第 1 項に規定する加入の承認は、理事会の決議により行う。ただし、特定承継金融機関等（預金保険法第 126 条の 34 第 3 項第 5 号に規定する特定承継金融機関等をいう。以下同じ。）についての加入の承認は、会長が行うものとし、当該承認を行った場合、会長は、速やかにその旨を理事会に報告しなければならない。

4 本協会は、加入する協会員に対し、法令及び定款その他の規則を遵守するための社内規則及び管理体制を整備させ、並びに倫理コードの実効性の確保を図らせるため、加入に際し必要な指示をすることができる。

#### (加入の拒否)

第 23 条 本協会は、前条第 1 項の加入の申請を行った者（以下「入会申請者」という。）が次の各号の一に該当するときは、その加入を拒否することができる。

1 法令、法令に基づく行政官庁の処分若しくは認可協会若しくは金商法第 2 条第 16 項に規定する金融商品取引所（以下「金融商品取引所」という。）の定款その他の規則に違反し、又は取引の信義則に反する行為をして、有価証券の売買その他の取引若しくは金商法第 33 条第 3 項に規定するデリバティブ取引等の停止を命ぜられ、又は認可協会若しくは金融商品取引所から除名若しくは取引資格の取消しの処分を受けたこ

とがあること。

- 2 前条の入会申請書若しくはその入会申請書に添付した書類に虚偽の記載があり、又は重要な事項について記載が欠けていること。

#### (加入の承認を受けた場合における入会金の納付)

第 24 条 本協会に加入の承認を受けた入会申請者は、本協会が指定する期日までに本協会に入会金を納入しなければならない。ただし、入会申請者が特定承継金融機関等である場合には、入会金の納入は要しない。

- 2 入会金の額は、定款施行規則で定める。
- 3 協会員は、第 1 項に規定する入会金について返還を受けることができない。

#### (脱退の承認)

第 25 条 会員は、本協会を脱退しようとするときは、別に定める様式による脱退申請書を本協会に提出し、本協会の承認を受けなければならない。ただし、本協会が特に認める場合には、脱退申請書の提出は要しない。

- 2 前項に規定する脱退の承認は、理事会の決議により行う。

#### (協会員の種類の変更申請)

第 26 条 会員が特定業務会員になるには、第 5 条第 2 号に規定する要件を満たしたうえで、別に定める様式による加入内容変更申請書を本協会に提出し、本協会の承認を受けなければならない。

- 2 前項の加入内容変更申請書には、定款施行規則で定める書類を添付しなければならない。
- 3 第 1 項に規定する変更の承認は、理事会の決議により行う。

#### (特定承継金融機関等に係る特例措置)

第 27 条 本協会は、協会員が特定承継金融機関等である場合には、定款その他の規則の規定にかかわらず、理事会の決議により、我が国の金融市場その他の金融システムの安定に資するための必要な措置を講じることができる。

- 2 前項の規定にかかわらず、特定承継金融機関等の業務の円滑な遂行を図るため直ちに講じるべき必要な措置については、会長がこれを決定することができる。当該決定を行った場合、会長は、速やかにその旨を理事会に報告しなければならない。

### 第 3 節 処分及び勧告

#### (会員の処分等)

第 28 条 本協会は、会員が次の各号の一に該当すると認めるときは、理事会の決議により、当該会員に対し、処分を行うことができる。

- 1 不正な手段により本協会に加入したとき。
- 2 支払不能となり、容易に回復し得ない状態となったとき。
- 3 法令、法令に基づく行政官庁の処分又は定款その他の規則、総会若しくは理事会の決議若しくはこれらに基づく処分に違反したとき。
- 4 取引の信義則に反する行為をしたとき。
- 5 本協会に納入をしなければならない金銭を本協会の定めるところにより納入をしないとき。
- 6 第 18 条に規定する届出若しくは報告を行わず、又は虚偽の届出若しくは報告を行ったとき。
- 7 第 19 条に規定する報告若しくは資料の提出を行わず、又は虚偽の報告若しくは資料を提出したとき。
- 8 第 20 条に規定する監査を拒否し、妨げ、又は忌避したとき。
- 9 第 21 条の規定に違反して本協会の名称及び本協会に設置する会議体の名称を無断で使用したとき。

- 10 第22条第4項に規定する指示に違反したとき。
- 11 その会員を所属金融商品取引業者等とする金融商品仲介業者に第3号又は第4号に該当する行為があったとき。
- 12 主要株主（金商法第29条の4第2項に規定する主要株主をいう。）、役員又は使用人のうちに、反社会的勢力があることにより、金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがあると認められるとき。
- 2 本協会は、前項に規定する処分を行おうとするときは、弁明の手続を行うものとする。
- 3 第1項に規定する処分の種類は、譴責、過怠金の賦課、会員権の停止若しくは制限又は除名とする。
- 4 前項に規定する過怠金の額は、5億円を上限とする。ただし、第1項各号に掲げる行為と相当な因果関係が認められる利得額（損失を回避した場合における当該回避した額を含む。以下「不当な利得相当額」という。）が発生しているときは、当該不当な利得相当額を過怠金の上限の額に加算することができる。
- 5 第3項に規定する会員権の停止又は制限をする期間は、6か月以内とする。
- 6 第1項に規定する処分を行うに当たり、会員権の停止又は制限の処分を行うことが相当と認められる場合で、当該処分を行おうとする日の5年前の応答日以降に行われた会員権の停止又は制限の期間と通算した期間が1年を超えることとなるときは、除名を行うことができる。
- 7 第4項ただし書の適用がある場合における5億円超の過怠金の賦課による処分及び会員権の停止若しくは制限又は除名の処分は、出席した理事会又は自主規制会議の構成員の議決権の3分の2以上の多数決により行う。
- 8 第1項の規定による処分において、過怠金の賦課及び会員権の停止又は制限は併科することができる。
- 9 会員は、第1項の規定により会員権の停止又は制限の処分を受けた場合、その期間中、当該会員の会員権は停止又は制限される。当該会員は、その場合においても、会員としての義務はすべてこれを履行しなければならない。
- 10 会員は、第1項の処分の通知が到達した日から10日以内に、第76条の3に規定する不服審査会に対し書面をもって、不服の趣旨及び理由を示して、不服の申立てを行うことができる。
- 11 第1項、第2項及び前項の手続に関し必要な事項は、「協会員に対する処分等に係る手続に関する規則」をもって定める。

#### （会員に対する勧告）

第29条 本協会は、会員又は当該会員を所属金融商品取引業者等とする金融商品仲介業者の法令、法令に基づく行政官庁の処分若しくは定款その他の規則若しくは取引の信義則の遵守の状況又は当該会員の営業若しくは財産の状況が本協会の目的にかんがみて適当でないとき、当該会員に対し事由を示して勧告を行うことができる。

#### （特定業務会員に対する準用規定）

第30条 第15条から第21条まで、第25条、第26条及び第28条から前条までの規定は、特定業務会員について準用する。この場合において、第15条から第21条まで、第25条、第28条及び第29条の規定中「会員」とあるのは「特定業務会員」と、第28条中「会員権」とあるのは「特定業務会員権」と、第17条中「会員代表者」とあるのは「特定業務会員代表者」と、第26条中「会員が特定業務会員になるには、第5条第2号に規定する要件を満たしたうえで、」とあるのは「特定業務会員が会員になるには、第5条第1号に規定する要件を満たしたうえで、」とそれぞれ読み替えるものとする。

## 第 3 章 特 別 会 員

### (特別会員の資格)

- 第 31 条 第 5 条第 3 号に定める要件を満たす者は、第 22 条第 1 項の承認を受けて、特別会員となる。
- 2 特別会員が第 33 条において準用する第 25 条第 1 項の承認を受けて本協会を脱退し、又は第 33 条において準用する第 28 条第 1 項の決議により本協会から除名の処分を受けたときは、特別会員の資格を喪失する。
  - 3 特別会員が合併した場合において、法人が消滅したときは、特別会員の資格を喪失する。

### (特別会員権)

- 第 32 条 特別会員は、定款施行規則に定める特別会員としての権利（以下「特別会員権」という。）を有する。
- 2 特別会員が前条第 2 項又は第 3 項の規定により、特別会員の資格を喪失したときは、特別会員権は消滅する。
  - 3 特別会員は、第 5 条第 3 号に規定する登録金融機関業務を行う者でなくなったと本協会が認めた場合、又は業務を休止し、業務休止の間、会費納入の免除を本協会が認めた場合は、定款施行規則で定める特別会員権の一部が制限されるものとする。
  - 4 特別会員権は、譲渡することができない。

### (特別会員に対する準用規定)

- 第 33 条 第 15 条から第 21 条まで、第 25 条、第 28 条及び第 29 条の規定は、特別会員について準用する。この場合において、これらの規定中「会員」とあるのは「特別会員」と、第 17 条中「会員代表者」とあるのは「特別会員代表者」と、第 28 条中「会員権」とあるのは「特別会員権」とそれぞれ読み替えるものとする。

### (業務委託)

- 第 34 条 削 除

## 第 4 章 機 関

### 第 1 節 総 会

#### (総会の招集)

- 第 35 条 総会は、定時総会及び臨時総会とし、定時総会は毎事業年度終了後 3 か月以内に、臨時総会は随時必要に応じて招集する。
- 2 総会は、理事会の決議により会長が招集する。ただし、会員の 5 分の 1 以上から議案及び招集事由を示して総会招集の請求があったときは、会長は、遅滞なく総会を招集するものとする。
  - 3 前 2 項に規定する総会の招集は、緊急の場合を除くほか、会日の 2 週間前までに各会員にその日時、場所及び議案を記載した通知を發して行う。

#### (審議事項)

- 第 36 条 総会においては、定款で別に定める事項のほか、次の各号に掲げる事項を議決する。

- 1 定款の改正に関する事項
- 2 毎事業年度における予算及び決算並びに事業計画書及び事業報告書の承認に関する事項
- 3 本協会の解散及び残余財産の処分に関する事項
- 4 会長、公益理事、常任理事、常任監事及び公益委員の選任に関する事項
- 5 前各号に掲げるもののほか、理事会が必要と認める事項



#### (出席資格)

第 37 条 総会に出席できる者は、会員代表者又はその代理人とする。

#### (定数及び議決権の行使)

第 38 条 総会は、その決議について議決権を有する会員の過半数の出席がなければ、議事を開き、議決を行うことができない。

2 会員は、理事会が認めたときは、書面（電磁的記録を含む。以下同じ。）により、その議決権を行使することができる。

3 前項の規定により議決権の行使のための書面を提出した会員は、その総会に出席したものとみなす。

#### (議決の方法)

第 39 条 会員は、1 個の議決権を有する。ただし、会員が次の各号の一に該当するときは、議決権を有しない。

1 第28条第1項の規定により会員権の停止又は制限の処分を受け、当該処分の効果が存続しているとき。

2 第5条第1号に規定する第一種金融商品取引業を行う者でなくなったと本協会が認めた場合において、会員権の一部が制限されているとき。

3 業務を休止し、業務休止の間、会費納入の免除を本協会が認めた場合において、会員権の一部が制限されているとき。

4 総会の議案の決議について特別の利害関係を有するとき。

2 総会の議事は、出席した会員の議決権の過半数をもって決する。ただし、定款の改正並びに本協会の解散及び残余財産の処分は、議決権を有する会員の議決権の3分の2以上の多数決による。

3 前項の場合において、定款の改正及び本協会の解散に係る議決は金融庁長官の認可を得たものでなければその効力を生じない。

#### (議事録)

第 40 条 総会の議事については、その経過の要領及び結果を記録した議事録を作成し、議長及び総会に出席した会員代表者2人以上がこれに署名（電子署名及び認証業務に関する法律第2条第1項に規定する電子署名を含む。以下同じ。）するものとする。

## 第 2 節 役 員 等

#### (役員の数)

第 41 条 本協会に次の役員を置く。

1 理 事 会 員 理 事 3人以内

特別会員理事 1人

公 益 理 事 4人

常 任 理 事 3人以内

2 監 事 会 員 監 事 2人

常 任 監 事 1人

#### (役員を選任)

第 42 条 前条に規定する会員理事は、会員が、会員代表者のうちからこれを選挙する。このうち、1人は証券戦略会議議長を兼ねる会員理事として、1人は総務委員会委員長を兼ねる会員理事として、それぞれ選挙する。

2 前条に規定する特別会員理事は、特別会員が、特別会員代表者のうちからこれを選挙する。

- 3 前条に規定する公益理事は、総会の決議により、公正な金融商品取引業の遂行の確保及び金融商品市場の適切な運営に関し優れた識見を有し、かつ、金融商品取引業又は登録金融機関業務と直接関係のある業務を営む会社の常務に従事する者以外の者のうちからこれを選任する。このうち、1人は自主規制会議議長を兼ねる公益理事として、1人は行動規範委員会委員長を兼ねる公益理事として、1人は金融・証券教育支援委員会委員長を兼ねる公益理事として、それぞれ選任する。
- 4 前条に規定する常任理事は、総会の決議により、協会の役員及び従業員以外の者からこれを選任する。
- 5 前条に規定する会員監事は、会員が、会員代表者のうちからこれを選挙する。
- 6 前条に規定する常任監事は、総会の決議により、協会の役員及び従業員以外の者からこれを選任する。
- 7 会員理事及び会員監事は、相互に兼ねることができない。
- 8 第1項、第2項及び第5項に定める役員選挙に関し必要な事項は「役員選挙規則」をもって定める。
- 9 第3項、第4項及び第6項に定める役員選任に関し必要な事項は「定款施行規則」をもって定める。

#### (補欠の役員選挙等)

- 第42条の2 前条第1項、第2項又は第5項の選挙をする場合には、会員理事、特別会員理事又は会員監事に欠員が生じることとなるときに備えて補欠の会員理事、特別会員理事又は会員監事を選挙することができる。
- 2 前条第3項の選任をする場合には、公益理事に欠員が生じることとなるときに備えて補欠の公益理事を選任することができる。
  - 3 第1項に定める補欠の役員選挙に関し必要な事項は「役員選挙規則」をもって定める。
  - 4 第2項に定める補欠の公益理事の選任に関し必要な事項は「定款施行規則」をもって定める。

#### (会長及び副会長の選任)

- 第43条 会員は、会員理事、公益理事又は常任理事のうちから、総会の決議により、会長1人を選任する。
- 2 自主規制会議議長、証券戦略会議議長及び総務委員会委員長は、会長がこれらの一を兼ねる場合を除き、副会長となる。ただし、理事会の同意を得て、副会長とならないことができる。
  - 3 会長は、理事会の同意を得て、常任理事のうちから副会長2人を選任することができる。

#### (専務理事の選任)

- 第44条 会長は、理事会の同意を得て、常任理事のうちから専務理事を選任する。
- 2 副会長のうち、前条第3項の規定により選任された者は専務理事を兼ねることができる。

#### (会長の職務)

- 第45条 会長は、本協会を代表し、かつ、本協会の業務を総理し、総会及び理事会の議長となる。
- 2 会長は、理事会の同意を得て、常任理事のうちから、自主規制会議に委任された業務の執行責任者1人及び証券戦略会議に委任された業務の執行責任者1人を、それぞれ指名する。

#### (副会長及び専務理事の職務)

- 第46条 副会長は、会長を補佐し、会長が欠けたときはその職務を行い、会長に事故があるときはその職務を代理する。
- 2 専務理事は、会長及び副会長を補佐し、会長及び副会長がともに欠け又は事故があるときは、会長の職務を行い又は代理する。
  - 3 本協会は、必要があると認めるときは、理事会の決議により、副会長又は専務理事に本協会を代表する権限を与えることができる。

#### (執行責任者の職務)

- 第47条 自主規制会議に委任された業務の執行責任者は、第56条第2項に掲げる業務の執行及び第29条に規

定する会員に対する勧告（第30条の規定により特定業務会員に準用するもの及び第33条の規定により特別会員に準用するものを含む。）を行い、これを統括する。

- 2 証券戦略会議に委任された業務の執行責任者は、第56条第3項に掲げる業務の執行を行い、これを統括する。
- 3 会長又は副会長（いずれも常任理事であるものに限る。）若しくは専務理事は、自主規制会議に委任された業務の執行責任者又は証券戦略会議に委任された業務の執行責任者を兼ねることができる。

#### （執行役及び役付執行役の選任等）

第 48 条 会長は、理事会の同意を得て、協会の役員及び従業員以外の者から執行役 8 人以内を選任することができる。

- 2 執行役は、会長、副会長、専務理事及び一の執行責任者（自主規制会議に委任された業務の執行責任者及び証券戦略会議に委任された業務の執行責任者のいずれかをいう。この項において同じ。）を補佐し、一の執行責任者が欠け又は事故があるときは、その職務を行い又は代理する。
- 3 会長は、理事会の同意を得て、執行役のうちから専務執行役若干人、常務執行役 4 人以内を選任することができる。
- 4 会長は、理事会の同意を得て、執行役の職務の分掌等に関する事項を定める。

#### （監事の職務）

第 49 条 監事は、本協会の業務及び会計を監査する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び執行役に対して事業の報告を求め、又は本協会の業務及び財産の状況を調査することができる。
- 3 監事は、その職務を行うため必要があるときは、第80条第3項に定める会計監査人に対し、その監査に関する報告を求めることができる。
- 4 監事は、本協会が総会に提出する決算及び事業報告に関する書類を監査し、総会にその意見を報告する。
- 5 監事は、理事会、自主規制会議、証券戦略会議及び総務委員会等、その職務を行うため必要な会議に出席して意見を述べることができる。

#### （役員等の任期）

第 50 条 会員理事、特別会員理事、常任理事、会員監事及び執行役の任期は 1 年とする。ただし、第53条第1項の後任の会員理事、同条第2項の後任の特別会員理事、同条第4項の後任の常任理事、同条第5項の後任の会員監事及び同条第7項の後任の執行役の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 公益理事の任期は 2 年とする。ただし、第53条第3項の後任の公益理事の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 常任監事の任期は、その就任後 2 回目の定時総会終了のときまでとする。ただし、第53条第6項の後任の常任監事の任期は、前任者の残任期間とする。

#### （役員等の解任）

第 51 条 本協会は、正当な事由がある場合には、総会において議決権を有する会員の議決権の 3 分の 2 以上の多数決をもって役員を解任することができる。

#### （前任の役員等の義務）

第 52 条 役員等（役員及び執行役をいう。以下同じ。）の任期が満了し又はその全員が辞任したときは、その後任の役員等が就任するまでは前任の役員等がその職務を継続して執行する。

#### （欠員の場合の措置）

第 53 条 会員理事に欠員が生じた場合は、次の各号に掲げるときの区分に応じ、当該各号に定める措置を講

じるものとする。

- 1 第42条の2第1項の補欠の会員理事がいるとき 当該補欠の会員理事が後任の会員理事に就任する。
- 2 第42条の2第1項の補欠の会員理事がいないとき 遅滞なく、第42条第1項の規定により後任の会員理事を選挙する。ただし、その欠員が1人であるときは、この限りでない。
- 2 特別会員理事に欠員が生じた場合は、第42条の2第1項の補欠の特別会員理事がいるときは当該補欠の特別会員理事が後任の特別会員理事に就任し、補欠の特別会員理事がいないときは遅滞なく第42条第2項の規定により後任の特別会員理事を選挙するものとする。
- 3 公益理事に欠員が生じた場合は、第42条の2第2項の補欠の公益理事がいるときは当該補欠の公益理事が後任の公益理事に就任し、補欠の公益理事がいないときは遅滞なく第42条第3項の規定により後任の公益理事を選任するものとする。
- 4 常任理事に欠員が生じたときは、第42条第4項の規定により、後任の常任理事を選任することができる。
- 5 会員監事に欠員が生じた場合は、次の各号に掲げるときの区分に応じ、当該各号に定める措置を講じるものとする。
  - 1 第42条の2第1項の補欠の会員監事がいるとき 当該補欠の会員監事が後任の会員監事に就任する。
  - 2 第42条の2第1項の補欠の会員監事がないとき 遅滞なく、第42条第5項の規定により後任の会員監事を選挙する。ただし、その欠員が1人であるときは、この限りでない。
- 6 常任監事に欠員が生じたときは、遅滞なく、第42条第6項の規定により後任の常任監事を選任するものとする。
- 7 執行役に欠員が生じたときは、会長は、第48条第1項の規定により、後任の執行役を選任することができる。

#### (役員等の報酬)

第54条 会員理事、特別会員理事及び会員監事は、無報酬とする。

- 2 公益理事、常任理事、常任監事及び執行役の報酬については、理事会の決議によりその総額を定める。

### 第3節 理 事 会

#### (理事会の構成等)

第55条 理事会は、理事をもって構成する。ただし、理事会が次条第2項ただし書又は同条第3項ただし書の規定に基づき決議を行う場合にあつては、特別会員理事は、特別会員の行う有価証券の売買その他の取引等に係る自主規制に関連する議事又は第7条第1項第13号に掲げる業務に関連する議事に限り、その審議に参加できるものとする。

#### (理事会の権限)

第56条 理事会は、定款に定めがある事項及び本協会の業務運営に関する重要事項について決議を行い、理事及び執行役の業務の執行を監督する。

- 2 前項の規定にかかわらず、理事会は、次の各号に掲げる事項を決議する権限を自主規制会議に、当該事項を執行する権限を自主規制会議に属する理事及び執行役に、それぞれ委任する。ただし、本協会の業務の適正な運営を確保するために特に必要があると認めるときは、理事会が自ら行うことを妨げない。

- 1 第7条第1項第1号から第11号までに掲げる業務（同項第11号に掲げる業務にあつては、協会の役員及び従業員の業務に関する知識の研さんの機会を設け、その技能の向上を図る業務を除く。）、同項第13号に掲げる業務（自主規制会議に委任された業務の広報に限る。）及び同項第18号に掲げる業務のうちこれらに類する業務に係る事項

- 2 第10条に規定する自主規制規則、統一慣習規則、紛争処理規則その他の規則及びこれに基づく細則（前号に掲げる業務に係るものに限る。）の制定、改正及び廃止に関する事項
  - 3 第28条に規定する処分に関する事項（第30条の規定により特定業務会員に準用するもの及び第33条の規定により特別会員に準用するものを含む。）
  - 4 削 除
  - 5 第77条第1項に規定する外務員等の資格試験を行うことに関する事項
  - 6 第78条の2に規定する業務の一部の委託に関する事項
  - 7 第85条に規定する規則及びこれに基づく細則（第1号に掲げる業務に係るものに限る。）の解釈について疑義がある場合の、その解釈の決定に関する事項
  - 8 第76条の2第1項に規定する事故確認委員会に関する事項
  - 9 第76条の3第1項に規定する不服審査会に関する事項
  - 10 第27条第1項に規定する必要な措置を講じることに関する事項（前各号に掲げる事項に係るものに限る。）
- 3 第1項の規定にかかわらず、理事会は、次の各号に掲げる事項を決議する権限を証券戦略会議に、当該事項を執行する権限を証券戦略会議に属する理事及び執行役に、それぞれ委任する。ただし、本協会の業務の適正な運営を確保するために特に必要があると認めるときは、理事会が自ら行うことを妨げない。
- 1 第7条第1項第11号から第17号までに掲げる業務（同項第11号に掲げる業務にあつては、協会の役員及び従業員の業務に関する知識の研さんの機会を設け、その技能の向上を図る業務に、同項第13号に掲げる業務にあつては証券戦略会議に委任された業務の広報に限る。）及び同項第18号に掲げる業務のうちこれらに類する業務に係る事項
  - 2 第10条に規定する規則及びこれに基づく細則（前号に掲げる業務に係るものに限る。）の制定、改正及び廃止に関する事項
  - 3 第85条に規定する規則及びこれに基づく細則（第1号に掲げる業務に係るものに限る。）の解釈について疑義がある場合の、その解釈の決定に関する事項
- 4 第1項の規定にかかわらず、理事会は、定款施行規則で定める調達に関する事項を決議する権限を総務委員会に、当該事項を執行する権限を総務委員会に属する理事及び執行役に、それぞれ委任する。ただし、本協会の業務の適正な運営を確保するために特に必要があると認めるときは、理事会が自ら行うことを妨げない。
- 5 第1項の規定にかかわらず、理事会は、定款施行規則で定める行動規範について、次の各号に掲げる事項を決議する権限を行動規範委員会に、当該事項を執行する権限を行動規範委員会に属する理事及び執行役に、それぞれ委任する。ただし、本協会の業務の適正な運営を確保するために特に必要があると認めるときは、理事会が自ら行うことを妨げない。
- 1 定款施行規則で定める行動規範及びモデル倫理コードの制定、改正及び廃止並びに公表及び周知に関する事項
  - 2 協会の行動又は慣行に関する事案の調査及び審議並びにその結果の公表に関する事項
  - 3 法令及び定款その他の規則等の制定、改正及び廃止又はそれらの要望に係る自主規制会議又は証券戦略会議に対する建議に関する事項
- 6 第1項の規定にかかわらず、理事会は、第7条第1項第13号に掲げる業務（金融商品及び金融指標並びに金融商品市場に関する知識の普及及び啓発を図る業務に限る。）に係る事項を決議する権限を金融・証券教育支援委員会に、当該事項を執行する権限を金融・証券教育支援委員会に属する理事及び執行役に、それぞれ

委任する。ただし、本協会の業務の適正な運営を確保するために特に必要があると認めるときは、理事会が自ら行うことを妨げない。

7 理事会は、第2項から前項までの規定により委任した事項について報告を求めることができる。

#### (理事会の招集)

第57条 理事会は、定例理事会及び臨時理事会とする。

2 定例理事会は、会長が理事会の同意を得てあらかじめ定めた日時に開催する。ただし、会長は、その日時を変更し又は理事会の開催を中止することができる。

3 臨時理事会は、随時必要に応じて会長が招集する。ただし、理事から理事会の目的たる事項を記載した書面により理事会招集の請求があったときは、会長は、遅滞なく理事会を招集するものとする。

#### (定 足 数)

第58条 理事会は、その決議について議決権を有する理事の過半数の出席がなければ議事を開き、議決を行うことができない。ただし、第55条ただし書の規定により特別会員理事がその審議に参加できる議事以外の議事については、会員理事、公益理事及び常任理事の過半数の出席で足りるものとする。

#### (議決の方法)

第59条 理事会の議事は、定款に別段の定めがある場合を除いては、出席した理事の議決権の過半数をもって決する。

2 会員理事、公益理事及び常任理事は、1個の議決権を有する。

3 特別会員理事は、1個の議決権を有する。ただし、第55条ただし書に規定する場合にあっては、当該議事に限り、その議決権を有する。

4 理事は、理事会の決議について特別の利害関係を有する場合は、議決権を有しない。

#### (書面等による理事会)

第60条 会長は、必要があると認めるときは、理事会の会議の招集を行わず、書面その他の方法により理事の意見を求めることにより、理事会の決議に代えることができる。この場合、書面以外の方法により理事の意見を求めたときは、遅滞なく、書面によりその確認を得るものとする。

2 前条の規定は、前項の場合における決議についてこれを準用する。

#### (議 事 録)

第61条 理事会の議事については、その経過の要領及び結果を記録した議事録を作成し、議長並びに議長がその会議に出席した理事及び監事の中から指名した議事録署名人2人以上がこれに署名するものとする。

2 前条第1項の書面等による理事会の議事録は、同項に規定する当該理事会の付議議案について確認を得た書面をもってこれに代えることができる。

### 第 4 節 自主規制会議、証券戦略会議、総務委員会、行動規範委員会及び金融・証券教育支援委員会

#### (自主規制会議)

第62条 本協会に自主規制会議を置く。

2 自主規制会議の構成は、自主規制会議議長、会長及び自主規制会議に委任された業務の執行責任者のほか、次のとおりとする。

会員委員 4人以内

特別会員委員 2人以内

公益委員 4人

3 自主規制会議は、第56条第2項の規定により委任された同項各号に掲げる事項を決議する。ただし、本協

会の業務の適正な運営を確保するために特に必要があると認めるときは、理事会が自らこれを行うことを妨げない。

- 4 自主規制会議は、第56条第2項各号に掲げる業務について、理事会の諮問に応じ又は理事会に意見を述べることができる。
- 5 自主規制会議議長は、第42条第3項の規定により自主規制会議議長を兼ねる公益理事として選任された者がこれにあたる。ただし、当該選任後に自主規制会議議長が欠けた場合、会長が、理事会の同意を得て、現に公益理事である者を自主規制会議議長に選任し、これにあたらせることができる。会長が公益理事である場合は、自主規制会議議長は、会長がこれを兼ねることができる。
- 6 会員委員は、会員が、会員代表者又はこれに準ずる者からこれを選挙する。
- 7 特別会員委員は、特別会員が、特別会員代表者又はこれに準ずる者からこれを選挙する。
- 8 公益委員は、公正な金融商品取引業の遂行の確保及び金融商品市場の適切な運営に関し優れた識見を有し、かつ、金融商品取引業又は登録金融機関業務と直接関係のある業務を営む会社の常務に従事する者以外の者のうちから、総会の決議によりこれを選任する。
- 9 第6項から前項までに規定する委員に欠員が生じたときは、当該各項の規定により、後任の委員を選挙又は選任することができる。
- 10 第6項から第8項までに規定する委員に欠員が生じた後、前項の後任の委員が就任するまでの間に限り、第6項から第8項までの規定にかかわらず、会長は、当該各項において選挙又は選任されるための要件を満たす者のうちから、理事会の同意を得て委員を選任することができる。
- 11 公益委員の任期は2年とし、公益委員以外の委員の任期は1年とする。ただし、第9項の後任の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 12 第10項の規定により選任された委員の任期は、次に掲げる日のいずれか早い日までとする。
  - 1 委員に就任した日から3か月を経過する日
  - 2 後任の委員が就任する日の前日
  - 3 前任の委員の任期が満了する日
- 13 公益委員の報酬は理事会の決議によりその総額を定めることとし、公益委員以外の委員は無報酬とする。
- 14 自主規制会議は、第56条第2項各号に掲げる業務について必要と認めるときは分科会を置くことができる。
- 15 自主規制会議及び前項に規定する分科会の構成、運営等に関し必要な事項は「自主規制会議規則」をもって定める。

#### (証券戦略会議)

第63条 本協会に証券戦略会議を置く。

- 2 証券戦略会議の構成は、証券戦略会議議長、会長及び証券戦略会議に委任された業務の執行責任者のほか、次のとおりとする。

会員委員 15人以内

証券評議会議長 1人

地区評議会議長 1人

- 3 証券戦略会議は、第56条第3項の規定により委任された同項各号に掲げる事項を決議する。ただし、本協会の業務の適正な運営を確保するために特に必要があると認めるときは、理事会が自らこれを行うことを妨げない。
- 4 証券戦略会議は、第56条第3項各号に掲げる業務について、理事会の諮問に応じ又は理事会に意見を述べることができる。

- 5 証券戦略会議議長は、第42条第1項の規定により証券戦略会議議長を兼ねる会員理事として選挙された者がこれにあたる。ただし、当該選挙後に証券戦略会議議長が欠けた場合、会長が、理事会の同意を得て、現に会員理事である者を証券戦略会議議長に選任し、これにあたらせることができる。会長が会員理事である場合は、証券戦略会議議長は、会長がこれを兼ねることができる。
- 6 会員委員は、会員が、会員代表者又はこれに準ずる者からこれを選挙する。
- 7 前項に規定する会員委員に欠員が生じたときは、同項の規定により、後任の会員委員を選挙することができる。
- 8 第6項に規定する会員委員に欠員が生じた後、前項の後任の会員委員が就任するまでの間に限り、第6項の規定にかかわらず、会長は、同項において選挙されるための要件を満たす者のうちから、理事会の同意を得て、会員委員を選任することができる。
- 9 委員の任期は1年とする。ただし、第7項の後任の会員委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 10 第8項の規定により選任された委員の任期は、次に掲げる日のいずれか早い日までとする。
  - 1 委員に就任した日から3か月を経過する日
  - 2 後任の委員が就任する日の前日
  - 3 前任の委員の任期が満了する日
- 11 委員は無報酬とする。
- 12 証券戦略会議は、第56条第3項各号に掲げる業務について必要と認めるときは分科会を置くことができる。
- 13 証券戦略会議に証券評議会及び地区評議会を置く。
- 14 証券戦略会議、第12項に規定する分科会、証券評議会及び地区評議会の構成、運営等に関し必要な事項は「証券戦略会議規則」をもって定める。

(総務委員会)

第64条 理事会に総務委員会を置く。

- 2 総務委員会の構成は、総務委員会委員長のほか、次のとおりとする。

会員委員	10人以内
特別会員委員	2人以内
- 3 総務委員会は、第56条第4項の規定により委任された事項を決議する。ただし、本協会の業務の適正な運営を確保するために特に必要があると認めるときは、理事会が自らこれを行うことを妨げない。
- 4 総務委員会は、第56条第4項の規定により委任された事項及び次の各号に掲げる事項について理事会の諮問に応じ又は理事会に意見を述べるることができる。
  - 1 定款の改正、事業計画及び事業報告の作成その他本協会の業務運営に関する総括的事項
  - 2 本協会の予算及び決算に関する事項
  - 3 会費及び特別会費に関する事項
  - 4 協会の加入、脱退及び種類の変更に関する事項
  - 5 本協会の主たる財産の管理に関する事項
  - 6 定款施行規則に関する事項
  - 7 経理規則に関する事項
  - 8 自主規制会議、証券戦略会議、行動規範委員会及び金融・証券教育支援委員会の所管に属さない事項
- 5 総務委員会委員長は、第42条第1項の規定により総務委員会委員長を兼ねる会員理事として選挙された者がこれにあたる。ただし、当該選挙後に総務委員会委員長が欠けた場合、会長が、理事会の同意を得て、現に会員理事である者を総務委員会委員長に選任し、これにあたらせることができる。



- 6 会員委員は、会長が、理事会の同意を得て、会員代表者又はこれに準ずる者からこれを選任する。
- 7 特別会員委員は、会長が、理事会の同意を得て、特別会員代表者又はこれに準ずる者からこれを選任する。
- 8 前2項に規定する委員に欠員が生じたときは、会長は、当該各項の規定により、後任の委員を選任することができる。
- 9 委員の任期は1年とする。ただし、前項の後任の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 10 委員は無報酬とする。
- 11 総務委員会は、分科会を置くことができる。
- 12 総務委員会及び前項に規定する分科会の構成、運営等に関し必要な事項は「総務委員会規則」をもって定める。

#### (行動規範委員会)

第64条の2 本協会に行動規範委員会を置く。

- 2 行動規範委員会の構成は、行動規範委員会委員長及び会長のほか、次のとおりとする。

会員委員	2人以内
特別会員委員	2人以内
公益委員	4人
- 3 行動規範委員会は、第56条第5項の規定により委任された同項各号に掲げる事項を決議する。ただし、本協会の業務の適正な運営を確保するために特に必要があると認めるときは、理事会が自らこれを行うことを妨げない。
- 4 行動規範委員会は、第56条第5項各号に掲げる事項について、理事会の諮問に応じ、又は理事会に意見を述べることができる。
- 5 行動規範委員会委員長は、第42条第3項の規定により行動規範委員会委員長を兼ねる公益理事として選任された者がこれにあたる。ただし、当該選任後に行動規範委員会委員長が欠けた場合、会長が、理事会の同意を得て、現に公益理事である者を行動規範委員会委員長に選任し、これにあたらせることができる。会長が公益理事である場合は、行動規範委員会委員長は、会長がこれを兼ねることができる。
- 6 会員委員は、会長が、理事会の同意を得て、会員代表者又はこれに準ずる者からこれを選任する。
- 7 特別会員委員は、会長が、理事会の同意を得て、特別会員代表者又はこれに準ずる者からこれを選任する。
- 8 公益委員は、会長が、理事会の同意を得て、公正な金融商品取引業の遂行の確保及び金融商品市場の適切な運営に関し優れた識見を有し、かつ、金融商品取引業又は登録金融機関業務と直接関係のある業務を営む会社の常務に従事する者以外の者のうちから、これを選任する。
- 9 委員は、理事会の同意を得て、あらかじめ代理人1人又は若干人を選任し、やむを得ない事由により行動規範委員会に出席することができない場合には、当該代理人のうち1人を行動規範委員会に出席させることができる。ただし、会員委員の代理人は会員代表者又はこれに準ずる者に、特別会員委員の代理人は特別会員代表者又はこれに準ずる者に、公益委員の代理人は公正な金融商品取引業の遂行の確保及び金融商品市場の適切な運営に関し優れた識見を有し、かつ、金融商品取引業又は登録金融機関業務と直接関係のある業務を営む会社の常務に従事する者以外の者に、それぞれ限るものとする。
- 10 委員は、前項の規定により行動規範委員会に出席させた代理人の議決権行使のほか一切の行為について、責任を負うものとする。
- 11 第6項から第8項までに規定する委員に欠員が生じたときは、会長は、当該各項の規定により、後任の委員を選任することができる。

- 12 公益委員の任期は2年とし、公益委員以外の委員の任期は1年とする。ただし、第11項の後任の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 13 公益委員の報酬は理事会の決議によりその総額を定めることとし、公益委員以外の委員は無報酬とする。
- 14 行動規範委員会は、第56条第5項各号に掲げる事項について必要と認めるときは、部会を置くことができる。
- 15 行動規範委員会の構成、運営等に関し必要な事項は「行動規範委員会規則」をもって定める。

**(金融・証券教育支援委員会)**

第64条の3 本協会に金融・証券教育支援委員会を置く。

- 2 金融・証券教育支援委員会の構成は、金融・証券教育支援委員会委員長及び会長のほか、次のとおりとする。
 

会員委員	4人以内
特別会員委員	2人以内
公益委員	7人
有識者委員	4人以内
- 3 金融・証券教育支援委員会は、第56条第6項の規定により委任された事項を決議する。ただし、本協会の業務の適正な運営を確保するために特に必要があると認めるときは、理事会が自らこれを行うことを妨げない。
- 4 金融・証券教育支援委員会は、第56条第6項の規定により委任された事項について、理事会の諮問に応じ、又は理事会に意見を述べることができる。
- 5 金融・証券教育支援委員会委員長は、第42条第3項の規定により金融・証券教育支援委員会委員長を兼ねる公益理事として選任された者がこれにあたる。ただし、当該選任後に金融・証券教育支援委員会委員長が欠けた場合、会長が、理事会の同意を得て、現に公益理事である者を金融・証券教育支援委員会委員長に選任し、これにあたらせることができる。会長が公益理事である場合は、金融・証券教育支援委員会委員長は、会長がこれを兼ねることができる。
- 6 会員委員は、会長が、理事会の同意を得て、会員代表者又はこれに準ずる者からこれを選任する。
- 7 特別会員委員は、会長が、理事会の同意を得て、特別会員代表者又はこれに準ずる者からこれを選任する。
- 8 公益委員は、会長が、理事会の同意を得て、公正な金融商品取引業の遂行の確保及び金融商品市場の適切な運営に関し優れた識見を有し、かつ、金融商品取引業又は登録金融機関業務と直接関係のある業務を営む会社の常務に従事する者以外の者のうちから、これを選任する。
- 9 有識者委員は、会長が、理事会の同意を得て、金融商品取引所又は金商法第34条に規定する金融商品取引業者等をもって構成された法人の役員又はこれに準ずる者のうちから、これを選任する。
- 10 第6項から前項までに規定する委員に欠員が生じたときは、会長は、当該各項の規定により、後任の委員を選任することができる。
- 11 公益委員の任期は2年とし、公益委員以外の委員の任期は1年とする。ただし、前項の後任の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 12 公益委員の報酬は理事会の決議によりその総額を定めることとし、公益委員以外の委員は無報酬とする。
- 13 金融・証券教育支援委員会は、第56条第6項の規定により委任された事項について必要と認めるときは、部会を置くことができる。
- 14 金融・証券教育支援委員会の構成、運営等に関し必要な事項は「金融・証券教育支援委員会規則」をもって定める。

## 第 5 節 特別委員会、規律委員会及び外務員等規律委員会

### (特別委員会)

第 65 条 本協会は、必要と認めるときは、理事会の決議により特別委員会を置くことができる。

- 2 特別委員会は、本協会の業務運営全体に関する重要事項について、理事会の諮問に応じ又は理事会に意見を述べることができる。
- 3 本協会は、必要と認めるときは、理事会の決議により特別委員会に分科会を置くことができる。
- 4 特別委員会及びその分科会の構成、運営等に関し必要な事項は「特別委員会規則」をもって定める。

### (規律委員会)

第 66 条 本協会に規律委員会を置く。

- 2 規律委員会は、協会員及び協会員を所属金融商品取引業者等とする金融商品仲介業者の規律に関する事項について、会長若しくは自主規制会議議長の諮問に応じ又は会長若しくは自主規制会議議長に意見を述べることができる。
- 3 規律委員会の構成、運営等に関し必要な事項は、「規律委員会規則」をもって定める。

### (外務員等規律委員会)

第 67 条 本協会に外務員等規律委員会を置く。

- 2 外務員等規律委員会は、協会員及び協会員を所属金融商品取引業者等とする金融商品仲介業者の役員又は従業員の規律に関する事項について、会長若しくは自主規制会議議長の諮問に応じ又は会長若しくは自主規制会議議長に意見を述べるができる。
- 3 外務員等規律委員会の構成、運営等に関し必要な事項は「外務員等規律委員会規則」をもって定める。

第 68 条 削 除

## 第 6 節 監 事 会

### (監 事 会)

第 69 条 本協会に監事会を置く。

- 2 監事会は、会員監事及び常任監事により、これを構成する。
- 3 監事会は、監査報告書を作成するとともに、会計監査人の選任又は解任等の総会付議議案の内容の決定並びに監事の選任に関する同意及び監事の職務の執行に関する事項について決議する。ただし、監事の権限の行使を妨げることはできない。
- 4 監事会の構成、運営等に関し必要な事項は「監事会規則」をもって定める。

## 第 7 節 顧 問

### (顧 問)

第 70 条 本協会に顧問を置くことができる。

- 2 会長は、理事会の同意を得て、顧問を委嘱する。
- 3 顧問は、本協会の運営について会長に意見を述べるができる。
- 4 顧問の任期は、会長が理事会の同意を得てこれを定める。

## 第 8 節 地区協会及び地域委員会

### (地区協会)

第 71 条 本協会に地区協会を置く。

- 2 地区協会の名称、所在地、管轄区域その他地区協会の組織及びその運営に関し必要な事項は、「地区協会規則」をもって定める。

### (業 務)

第 72 条 地区協会は、その管轄区域内における次の各号に掲げる業務を行う。

- 1 協会の役員及び従業員並びに金融商品仲介業者並びにその役員及び従業員の研修等を行い、その資質の向上を図ること。
  - 2 金融商品及び金融指標並びに金融商品市場に関する知識の普及及び啓発を図ること。
  - 3 本協会の業務に関する指示及び連絡事項を地区協会を構成する会員に伝達し又は実施すること。
  - 4 地区協会を構成する会員間の意思の疎通及び意見の調整を図ること。
  - 5 地区協会を構成する会員の意見を会長に進達すること。
  - 6 金融商品取引業に関係のある団体等との意思の疎通及び意見の調整を図ること。
- 2 地区協会は、前項各号に掲げるもののほか、地区協会規則で定める業務を行うことができる。

### (地区会長及び地区副会長)

第 73 条 地区協会に地区会長 1 人を置き、必要に応じて地区副会長 1 人又は若干人を置くことができる。

### (地区協会費)

第 74 条 地区協会は、第72条に規定する業務を行うための支出その他特別な支出に充てるため必要と認めるときは、地区協会を構成する会員に対し地区協会費を納入させることができる。

### (地域委員会)

第 75 条 本協会は、地区協会の業務運営上必要と認めるときは、理事会の決議により、地区協会の管轄区域内の都道府県別又はその 2 以上の地域に地域委員会を置くことができる。

- 2 地域委員会の業務、構成、運営等に関し必要な事項は、「地域委員会規則」をもって定める。

## 第 9 節 付 属 機 関

第 76 条 削 除

### (事故確認委員会)

第 76 条の 2 本協会は、本協会の附属機関として、事故確認委員会を置く。

- 2 事故確認委員会は、金商業等府令第119条第 1 項第 9 号ロに規定する委員会として、同号ロに規定する調査及び確認を行う。
- 3 自主規制会議に属する理事及び執行役は、事故確認委員会に、前項に規定する調査及び確認を行う権限を委任する。
- 4 事故確認委員会の構成、運営等に関し必要な事項は「事故確認委員会規則」をもって定める。

### (不服審査会)

第 76 条の 3 本協会は、本協会の附属機関として、不服審査会を置く。

- 2 不服審査会は、本協会が行う第28条に規定する会員に対する処分（第30条の規定により特定業務会員に準用するもの及び第33条の規定により特別会員に準用するものを含む。）その他の処分又は決定に係る不服の申立てに関する審査を行う。

- 3 自主規制会議に属する理事及び執行役は、不服審査会に、前項に規定する審査を行う権限を委任する。
- 4 不服審査会の構成、運営等に関し必要な事項は「不服審査会規則」をもって定める。

#### (外務員等資格試験委員会)

第 77 条 本協会は、本協会の付属機関として、外務員等資格試験委員会を置き、外務員等の資格試験を行う。

- 2 自主規制会議に属する理事及び執行役は、外務員等資格試験委員会に外務員等の資格試験を行う権限を委任する。
- 3 外務員等資格試験委員会の構成、運営等に関し必要な事項は「外務員等資格試験委員会規則」をもって、外務員等の資格試験に関し必要な事項は「外務員等資格試験に関する規則」をもってそれぞれ定める。

第 78 条 削除

### 第 10 節 苦情及び紛争の解決等

#### (業務委託)

第 78 条の 2 本協会は、第 7 条第 1 項第 6 号に掲げる業務（協会員相互間の紛争の調停を除く。以下この節において「苦情・紛争解決業務」という。）を金商法第 77 条の 3 に規定するところにより、委託することができる。

- 2 苦情・紛争解決業務に関し必要な事項は、紛争処理規則をもって定める。
- 3 協会員相互間の紛争の調停に関し必要な事項は、紛争処理規則をもって定める。

### 第 11 節 事務局

#### (事務局)

第 79 条 本協会の業務を処理するため、本協会に事務局を置く。

- 2 事務局に関し必要な事項は、会長が定める。

## 第 5 章 会 計

#### (事業年度及び会計)

第 80 条 本協会の事業年度は、4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとする。

- 2 本協会の会計は、一般会計及び必要に応じて特定の目的のために設置することができる特別会計の二種類に区分する。
- 3 本協会に会計監査人を置く。

#### (資産の管理)

第 81 条 本協会の資産は、理事会の決議に基づき、会長がこれを管理する。

#### (基 金)

第 82 条 本協会は、その業務運営を円滑にするため、協会員その他からの寄金等を基金として受け入れることができる。

- 2 協会員は、前項に規定する基金について返還を受けることができない。
- 3 本協会が解散する場合は、基金の残高については、本協会と類似の目的を有する他の公益事業を行う者に寄付するものとする。

#### (経 理 規 則)

第 83 条 本協会の予算、決算その他経理に関し必要な事項は「経理規則」をもって定める。

## 第 6 章 雑 則

### (公告の方法)

第 84 条 本協会の公告は、官報に掲載する。

### (秘密の保持等)

第 84 条の 2 役員等、自主規制会議、証券戦略会議若しくは総務委員会その他の委員会等の委員若しくは職員又はこれらの職にあった者は、その職務に関して知り得た秘密を漏らし又は盗用してはならないとともに、その職務に関して知り得た情報を本協会の業務の用に供する目的以外に利用してはならない。

### (定款等の解釈)

第 85 条 定款、規則及びこれに基づく細則並びに総会及び理事会の決議事項の解釈について疑義があるときは、理事会がその解釈を決定する。

## 付 則

### (施行日)

1 この定款は、昭和48年7月1日から施行する。

### (経過措置決定)

- 2 この定款の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において現に証券会社及び外国証券会社である者は、第19条の規定にかかわらず、施行日に別に定める様式による加入届出書を本協会に提出することにより、本協会の協会員となる。この場合には、第21条に規定する入会金の納入は要しないものとする。
- 3 前項の規定により施行日において本協会の協会員となる証券会社及び外国証券会社が施行日の前日において存する証券業協会の定款の規定によりその証券業協会に預託している証券取引責任準備預託金は、施行日に本協会が継承する。
- 4 本協会の設立当初の役員は、この定款の規定にかかわらず、別紙役員名簿のとおりとし、その任期は、昭和48年12月末日までとする。
- 5 本協会の設立当初の事業年度の事業計画及び収支予算は、別紙事業計画書及び収支予算書のとおりとする。

## 付 則 (昭52. 5. 30)

この改正は、昭和52年7月1日から施行する。

(注) 改正条項は、次のとおりである。

- (1) 第5条第1項第11号を第12号とし、第11号を新設。
- (2) 第64条から第69条までを各1条繰り下げ第65条から第70条までとし、第64条を新設。

## 付 則 (昭52. 11. 22)

この改正は、昭和52年12月1日から施行する。

(注) 改正条項は、次のとおりである。

定款第33条第3項に規定する別表第2を改正。

## 付 則 (昭59. 11. 22)

この改正は、昭和59年12月1日から施行する。

(注) 改正条項は、次のとおりである。

- (1) 第34条第2項を改正。
- (2) 第34条第3項及び第35条第2項を新設。

付 則 (昭62. 11. 4)

この改正は、昭和62年12月16日から施行する。

(注) 改正条項は、次のとおりである。

第32条第1号を改正。

付 則 (昭63. 6. 29)

- 1 この改正は、昭和63年8月23日から施行する。ただし、第66条の改正規定は、昭和64年4月1日から施行する。
- 2 昭和63年10月1日から開始する事業年度についての改正前の第66条の規定の適用については、同条中「翌年9月30日」とあるのは「翌年3月31日」とする。

(注) 改正条項は、次のとおりである。

第4条、第5条第1項第2号、第3号、第6号、第20条第1号、第62条第3項、第4項及び第66条を改正。

付 則 (平元. 5. 24)

この改正は、平成元年7月1日から施行する。

(注) 改正条項は、次のとおりである。

第32条第1号、第39条第1項及び別表第1を改正。

付 則 (平 3. 5. 23)

この改正は、平成3年6月10日から施行する。

(注) 改正条項は、次のとおりである。

第24条第1項を改正。

付 則 (平 3. 7. 12)

この改正は、平成3年7月16日から施行する。

(注) 改正条項は、次のとおりである。

第32条及び第34条第1項を改正。

付 則 (平 3. 9. 27)

この改正は、平成3年9月27日から施行する。

(注) 改正条項は、次のとおりである。

第24条第1項を改正。

付 則 (平 4. 6. 24)

- 1 この改正は、平成4年7月20日(改正証券取引法の施行日)から施行する。
- 2 この改正の施行日の前日において、現に本協会の役員である者は、それぞれの地位に応じて、施行日に改正証券取引法の規定による証券業協会の役員となるものとする。

各役員任期は、当該役員がそれぞれ選任された日をもって、改正証券取引法の規定による証券業協会の

役員に選任された日とみなし、その場合における残存期間をあてる。

(注) 改正条項等は、次のとおりである。

- (1) 第1条、第2条、第3条、第4条、第5条第1項、第6条、第8条第2項、第16条第1項、第17条第1項、第24条、第25条、第30条第2項、第62条、第63条、第64条第1項及び第2項を改正。
- (2) 第70条を第71条に改め、第70条を新設。
- (3) 本規則は、送り仮名の付け方(昭和48年6月18日内閣告示第2号)及び常用漢字表(昭和56年10月1日内閣告示第1号)により統一変更した。

#### 付 則 (平 5. 12. 3)

- 1 この改正は、平成6年3月1日から施行する。ただし、改正前の第51条の廃止並びに第60条及び第61条の改正は、平成5年12月8日(定款改正認可の日)から施行する。
- 2 この定款改正の施行日以降最初に選任される特別会員理事の任期は、第44条の規定にかかわらず、平成6年6月30日までとする。

(注) 改正条項は、次のとおりである。

- (1) 第3条、第4条、第5条第1項第14号、第6条、第8条から第18条まで、第22条から第26条まで、第28条から第34条まで、第39条、第40条、第42条から第44条まで、第47条、第48条、第50条、第52条、第54条、第56条、第58条、第60条、第62条、第64条、第71条、別表1及び別表2を改正。
- (2) 第4条から第25条までを各1条繰り下げ第5条から第26条までとし、第4条及び第5条第2号を新設。
- (3) 第26条から第50条までを各5条繰り下げ第31条から第55条までとし、第27条から第30条まで、第38条第2項、第47条第3項、第53条第3項及び第4項を新設。
- (4) 第51条を削り、第52条を第60条に、第53条を第56条に、第54条を第58条にそれぞれ改め、第57条、第59条及び第61条を新設。
- (5) 第55条から第71条までを各7条繰り下げ第62条から第78条までとする。

#### 付 則 (平 6. 5. 25)

この改正は、平成6年6月7日(定款改正認可の日)から施行する。

(注) 改正条項は、次のとおりである。

第79条を新設。

#### 付 則 (平10. 1. 28)

この改正は、平成10年2月1日から施行する。

(注) 改正条項は、次のとおりである。

- (1) 第25条第2項を改正し、第6項に、第3項を第7項に改める。
- (2) 第25条第1項を改正し、第2項、第3項、第4項及び第5項を新設。

#### 付 則 (平10. 5. 25)

この改正は、平成10年6月22日(金融監督庁設置法の施行の日)から施行する。

(注) 改正条項は、次のとおりである。

第3条、第6条第1項第8号、第7条、第9条第2項及び第35条第2項を改正。

#### 付 則 (平10. 6. 8)

この改正は、平成10年6月9日(定款改正認可の日)から施行する。



(注) 改正条項は、次のとおりである。

第37条、第38条第1項、第4項、別表第1及び別表第2を改正。

付 則 (平10. 11. 25)

この改正は、平成10年12月1日から施行する。ただし、第3条の改正規定(「内閣総理大臣」を「金融再生委員会」に改める部分に限る。)は、金融再生委員会設置法の施行の日から施行する。

(注) 改正条項等は、次のとおりである。

- (1) 第3条、第4条第2号、第5条第1号、第6条第1項第5号、第6号、第8号、第24条第1項、第27条、第28条第3項、第29条、第38条第1項及び第69条を改正。
- (2) 第5条第3号を新設。
- (3) 第6条第1項第5号及び第6号を各1号繰り下げ第6号及び第7号とし、第5号を新設、旧第7号から第13号までを各2号繰り下げ第9号から第15号までとし、第8号を新設、旧第14号を削り、旧第15号を第16号とする。
- (4) 第71条を削り、第72条以下各1条繰り上げ第71条以下第78条までとする。
- (5) 「金融再生委員会設置法の施行の日」は平成10年12月15日。

付 則 (平11. 5. 24)

この改正は、平成11年6月15日(定款改正認可の日)から施行する。

(注) 改正条項は、次のとおりである。

- (1) 第37条第1号を改正。
- (2) 第38条第7項を改正。
- (3) 第38条第3項から第7項を第4項から第8項に繰り下げ、第3項を新設。
- (4) 第39条第1項を改正。
- (5) 第44条第2項及び第3項を第3項及び第4項に繰り下げ、第2項を新設。
- (6) 第48条第2項、第52条、第53条第2項及び第55条第1項を改正。
- (7) 第78条第1項を改正し、第2項を新設。

付 則 (平12. 6. 27)

この改正は、平成12年7月1日から施行する。

(注) 改正条項は、次のとおりである。

第3条、第6条第1項第10号、第7条、第9条第2項、第35条第2項を改正。

付 則 (平12. 12. 6)

この改正は、平成13年1月6日から施行する。

(注) 改正条項は、次のとおりである。

第3条を改正。

付 則 (平14. 4. 8)

この改正は、平成14年4月8日(定款改正認可の日)から施行する。

(注) 改正条項は、次のとおりである。

第13条を削除。

付 則 (平15. 5. 29)

この改正は、平成16年1月5日(定款改正認可の日)から施行する。

(注) 改正条項は、次のとおりである。

第2条を改正。

付 則 (平16. 3. 4)

この改正は、平成16年4月1日から施行する。

(注) 改正条項等は、次のとおりである。

(1) 第6条第1項第4号から第6号まで、第9号、第11号、第17条第1項、第18条第1項、第21条第1号、第26条、第58条第2項、第59条第2項、第67条第2項及び第69条第2項を改正。

(2) 第25条第1項第10号を新設。

付 則 (平16. 6. 4)

1 この改正は、平成16年7月1日から施行する。

2 本協会は、施行日前(定款改正認可の日以後に限る。)においても、改正後の第31条第3項並びに第32条第4号及び第5号並びに第38条第1項から第5項及び第8項並びに第39条並びに第41条第2項並びに第42条の2第3項並びに第42条の3第1項並びに第44条第1項及び第3項並びに第55条の2第2項及び第5項から第9項及び第12項並びに第55条の3第2項及び第5項から第8項及び第11項並びに第55条の4第2項及び第4項から第8項及び第10項並びに第78条の規定の例により、次の各号に掲げる事項のために必要な行為をすることができる。この場合において、施行日前に選挙又は選任された役員の任期の起算日は平成16年7月1日とする。

(1) 改正後の第37条に掲げる役員の選任に係る事項

(2) 改正後の第55条の2に掲げる自主規制会議及びこれに置く委員会の設置に係る事項

(3) 改正後の第55条の3に掲げる証券戦略会議、これに置く委員会、証券評議会及び地区評議会の設置に係る事項

(4) 改正後の第55条の4に掲げる総務委員会及びこれに置く財務分科会の設置に係る事項

(注) 改正条項等は、次のとおりである。

(1) 第6条第1項第11号及び第13号、第25条第1項第10号及び第5項、第31条見出し、同条第1項及び第3項、第4章第2節表題、第37条第1号、第38条第1項から第5項まで及び第8項、第39条見出し、同条第1項から第3項まで、第40条見出し、同条第1項、第42条見出し、同条第2項及び第4項、第43条第3項、第44条見出し、同条第1項及び第3項、第46条見出し、同条、第47条第1項から第3項まで、第48条見出し、同条第2項、第50条第1項、第51条見出し、同条第2項及び第3項、第55条第1項及び第2項、第4章第4節表題、第56条見出し、同条第3項から第5項まで、第58条第2項、第59条第2項、第4章第7節表題、第69条第1項及び第2項、第70条第1項及び第2項並びに第78条第1項を改正。

(2) 第41条第2項、第42条の2、第42条の3、第50条第2項から第4項まで及び第59条の2を新設。

(3) 第42条第3項を削り、第4項を1項繰り上げて第3項とする。第56条第1項を削り、第2項から第5項までを各1項ずつ繰り上げ第1項から第4項までとする。

(4) 第32条第4号を1号繰り下げ第5号とし、第4号を新設。第4章第4節表題を1節繰り下げ第5節表題とし、第4節表題、第55条の2から第55条の4までを新設。第4章第5節表題を2節繰り下げ第7節とし、第4章第6節表題を削り、第4章第7節から第9節までの表題を各1節繰り下げ第8節から第10節までとし、第4章第6節表題を新設。

- (5) 第57条第1項を削除、同条第2項及び第3項を削る。第61条第1項を削除、同条第2項から第4項までを削る。  
第66条第1項を削除、同条第2項及び第3項を削る。別表第1及び別表第2を削る。

付 則 (平17. 3.30)

この改正は、平成17年4月1日から施行する。

(注) 改正条項等は、次のとおりである。

- (1) 第7条、第42条の3第1項を改正。
- (2) 第70条の2を新設。
- (3) 第5条第3号、第9条第2項を削る、第6条第1項第7号を削除。

付 則 (平18. 6.30)

この改正は、平成18年7月1日から施行する。

(注) 改正条項等は、次のとおりである。

- (1) 第3条、第6条第1項第8号、第49条、第50条第2項第1号、第2号、同条第3項第1号、第2号、第53条第3項、第72条見出しを改正。
- (2) 第6条第1項第7号を削り、第8号から第16号までを各1号ずつ繰り上げ第7号から第15号までとする。
- (3) 第72条第2項を新設。

付 則 (平19. 6.29)

この改正は、平成19年7月1日から施行する。

(注) 改正条項等は、次のとおりである。

- (1) 第5節表題、第58条見出し、同条第1項から第3項まで、第8節表題、第62条第1項、第63条第1項、第65条、第69条第1項を改正。
- (2) 第58の2を新設。
- (3) 第63条第1項及び同条第1項第2号から第4号までを改正し、同項第1号を削除、第2号から第5号までを各1号繰り下げ第3号から第6号までとし、第1号及び第2号を新設。
- (4) 第67条を削除。
- (5) 第69条第1項を改正、第2項及び第3項を各1号繰り下げ第3号及び第4号とし、同条第2項を新設。

付 則 (平19. 9.28)

この改正は、平成19年9月30日から施行する。ただし、第22条第4項及び第28条第1項第10号中、倫理コードの実効性の確保に係る部分については、平成19年12月1日から施行する。

(注) 改正条項等は、次のとおりである。

- (1) 第1条、第3条、第4条第1号及び第2号、第5条、第6条第1項第1号及び第4号から第14号まで、第7条見出し及び同条、第9条、第2章表題、第10条、第11条第1項から第3項まで、第14条第3項、第15条第1項、第17条第1項、第18条第1項、第20条第1項、第21条、第23条第1項、第24条第1項から第3項まで、第25条第1項第5号から第10号まで及び同条第3項、第26条、第27条見出し、第28条第2項、第29条、第30条、第38条第3項、第42条の2第1項及び第2項、第44条第1項、第3項及び第4項、第49条、第50条第2項第1号から第7号まで及び同条第3項第1号から第3号まで、第52条、第53条第3項、第55条の2第3項から第5項まで、同条第8項及び第11項、第55条の3第3項、第4項及び第9項、第55条の4第2項、第56条第1項及び第3項、第58条第2項、第58条の2第2項、第59条第2項及び第3項、第62条、第63条第1項第1号、第2号及び第6号、第65条、第68条第2項、第69条第2項及び第4項、第70条第1項から第3項まで、第70条の2第1項から第3項まで並びに第75条を改正。

- (2) 第3条、第13条、第14条、第22条第4項、第26条及び第30条を新設。
- (3) 第4条第2号を1号繰り下げ第3号とし、第2号を新設。第25条第1項第10号を1号繰り下げ第11号とし、第10号を新設。第55条の4第3項第7号及び第8号を1号繰り下げ第8号及び第9号とし、第7号を新設。
- (4) 第13条、第57条、第61条、第66条、第67条並びに第78条を削る。
- (5) 第3条から第11条まで、第12条、第14条から第23条まで、第24条から第26条まで、第27条から第56条まで、第58条から第60条まで、第62条から第65条まで及び第68条から第77条までを繰り下げ第4条から第12条まで、第15条、第16条から第25条まで、第27条から第29条まで、第31条から第65条まで、第66条から第70条まで、第71条から第74条まで及び第75条から第85条までとする。

付 則 (平19. 12. 27)

この改正は、平成20年1月10日から施行する。

(注) 改正条項等は、次のとおりである。

- (1) 第4章第5節表題、第66条及び第67条を改正。
- (2) 第68条を削除。

付 則 (平20. 6. 26)

この改正は、平成20年7月1日から施行する。

(注) 改正条項等は、次のとおりである。

- (1) 第48条見出し、同条第1項及び第2項、第50条第3項、第52条、第54条、第56条第1項から第3項まで、第62条第2項、第64条第2項、第76条第3項、第77条第2項並びに第78条第2項を改正。
- (2) 第48条第3項及び第4項を新設。

付 則 (平20. 10. 27)

この改正は、平成20年11月1日から施行する。

(注) 改正条項等は、次のとおりである。

- (1) 第43条第2項を改正。
- (2) 第49条第2項及び第3項を各2項繰り下げ第4項及び第5項とし、第2項及び第3項を新設。
- (3) 第56条第4項を改正し1項繰り下げ第5項とし、第4項を新設。
- (4) 第64条第3項を改正し1項繰り下げ第4項とし、第4項から第10項を各1項繰り下げ第5項から第11項とし、第3項を新設。
- (5) 第69条第3項を改正し1項繰り下げ第4項とし、第3項を新設。
- (6) 第80条第3項を新設。

付 則 (平20. 12. 9)

この改正は、平成21年1月1日から施行する。

(注) 改正条項等は、次のとおりである。

- (1) 第28条第1項第12号を新設。
- (2) 第28条第3項を改正。
- (3) 第28条第5項を改正し1項繰り下げ第6項とし、第6項及び第7項を各1項繰り下げ第7項及び第8項とし、第5項を新設。

付 則 (平21. 2. 20)

この改正は、国家公安委員会より、本協会が不当要求情報管理機関の登録を受けた日から施行する。ただし、

第3条第5号の改正については、平成21年2月20日から施行する。

(注) 改正条項等は、次のとおりである。

- (1) 第3条第5号を改正。
- (2) 第7条第1項第15号を繰り下げ第17号とし、第15号及び第16号を新設。
- (3) 第56条第2項第1号及び第3項第1号を改正。
- (4) 「国家公安委員会より、本協会が不当要求情報管理機関の登録を受けた日」は平成21年3月26日。

#### 付 則 (平21. 5. 15)

- 1 この改正は、本協会が別に定める日（以下「施行日」という。）から施行する。
- 2 この改正の施行日以降平成22年6月30日までの間に補欠のために選任される以外の理由により選任される自主規制会議の公益委員の任期は、第62条第9項の規定にかかわらず、平成22年6月30日までとする。

(注) 改正条項は、次のとおりである。

- (1) 第34条を削除。
- (2) 第56条第2項第4号を削除。
- (3) 第62条第2項を改正。
- (4) 第84条の2を新設。
- (5) 「本協会が別に定める日」は平成21年5月15日。

#### 付 則 (平21. 11. 25)

- 1 この改正は、本協会が別に定める日から施行する。
- 2 この改正の施行の際、現に改正前の第76条第4項の規定に基づく紛争処理規則の規定に基づき本協会に対して申し立てられているあっせんについては、当該あっせんのすべての事案が終結するまでの間、改正前の第56条第2項第5号及び第76条の規定はなおその効力を有するものとし、当該あっせんについては、本協会が改正前の規定に基づき処理を行うものとする。この改正の施行の際、現に本協会に対して申し立てられている苦情についても本協会が改正前の規定に基づき処理を行うものとする。

(注) 改正条項は、次のとおりである。

- (1) 第7条第1項第6号を改正。
- (2) 第56条第2項第5号を削り、第6号を1項繰り上げ第5号とし、第6号を新設。
- (3) 第76条を削除。
- (4) 第4章第10節を1節繰り下げ第11節とし、第10節第78条の2を新設。
- (5) 第84条の2を改正。
- (6) 「本協会が別に定める日」は平成22年2月1日。

#### 付 則 (平21. 11. 26)

この改正は、平成21年12月1日から施行する。

(注) 改正条項等は、次のとおりである。

- (1) 第3条第6号を改正。
- (2) 第7条第10号から第17号を各1号繰り下げ第11号から第18号とし、第10号を新設。
- (3) 第56条第2項第1号及び同条第3項第1号を改正。
- (4) 第56条第2項第8号を新設。
- (5) 第76条の2を新設。

付 則 (平22. 4. 26)

- 1 この改正は、本協会が別に定める日（以下「施行日」という。）から施行する。
- 2 施行日以後における、平成21年5月15日に施行した改正の付則（以下「平成21年5月改正付則」という。）第2項の適用に当たっては、同項の「この改正の施行日以降平成22年6月30日までの間に補欠のために選任される以外の理由により選任される自主規制会議の公益委員」にはこの改正の改正後の第62条第10項に規定する臨時委員を含まないものとするとともに、平成21年5月改正付則第2項中「第62条第9項」を「第62条第11項」と読み替えるものとする。

(注) 改正条項等は、次のとおりである。

- (1) 第3条第5項を改正。
- (2) 第42条第1項及び第3項を改正し、同条第9項を新設。
- (3) 第42条の2を新設。
- (4) 第50条第1項及び第2項を改正。
- (5) 第50条第3項を削る。
- (6) 第50条第4項を改正し、1項繰り上げ第3項とする。
- (7) 第52条を改正。
- (8) 第53条第1項、第2項及び第3項を改正し、第4項から第7項を新設。
- (9) 第55条を改正。
- (10) 第59条第3項を改正。
- (11) 第62条第2項及び第5項を改正。
- (12) 第62条第10項から第12項を各3項繰り下げ、第13項から第15項とする。
- (13) 第62条第9項を改正し、2項繰り下げ、第11項とする。
- (14) 第62条第9項、第10項及び第12項を新設。
- (15) 第63条第2項及び第5項を改正。
- (16) 第63条第8項から第11項を各3項繰り下げ、第11項から第14項とする。
- (17) 第63条第7項を改正し、2項繰り下げ、第9項とする。
- (18) 第63条第7項、第8項及び第10項を新設。
- (19) 第64条第2項、第5項及び第8項を改正。
- (20) 第64条第9項から第11項を各1項繰り下げ、第10項から第12項とする。
- (21) 第64条第8項を改正し、1項繰り下げ、第9項とする。
- (22) 第64条第8項を新設。
- (23) 「本協会が別に定める日」は平成22年4月26日。

付 則 (平22. 6. 28)

この改正は、平成22年7月1日から施行する。

(注) 改正条項等は、次のとおりである。

- (1) 第28条第1項柱書及び同項第12号を改正。
- (2) 第28条第7項及び第8項を各1項繰り下げ、第8項及び第9項とする。
- (3) 第28条第6項を改正し、1項繰り下げ、第7項とする。
- (4) 第28条第5項を1項繰り下げ、第6項とする。
- (5) 第28条第4項を改正し、1項繰り下げ、第5項とする。
- (6) 第28条第3項を1項繰り下げ、第4項とする。
- (7) 第28条第2項を改正し、1項繰り下げ、第3項とする。

- (8) 第28条第2項、第10項及び第11項を新設。
- (9) 第40条を改正。
- (10) 第56条第2項第9号を新設。
- (11) 第61条第1項を改正。
- (12) 第76条の3を新設。

付 則 (平22. 10. 8)

- 1 この改正は、本協会が別に定める日から施行する。
- 2 この改正の施行後最初に選任又は選挙される行動規範委員会の委員の任期については、第64条の2第13項の規定にかかわらず、行動規範委員会委員長及び公益委員は平成24年6月30日まで、その他の委員は平成23年6月30日までとする。

(注) 改正条項等は、次のとおりである。

- (1) 第16条を削除。
- (2) 第24条第3項を新設。
- (3) 第27条を削除。
- (4) 第28条第1項第5号を改正。
- (5) 第42条第3項を改正。
- (6) 第43条第2項を改正。
- (7) 第56条第2項柱書、第3項柱書、第4項を改正、第5項を改正し1項繰り下げ第6項とし、第5項を新設。
- (8) 第2章第4節表題を改正。
- (9) 第64条第4項第4号を削り、第5号から第9号を各1項繰り上げ、第4号から第8号とする。
- (10) 第64条の2を新設。
- (11) 第82条第2項を1項繰り下げ第3項とし、第2項を新設。
- (12) 「本協会が別に定める日」は平成22年10月8日。

付 則 (平23. 6. 24)

- 1 この改正は、平成23年7月1日から施行する。
- 2 第28条第6項の規定の適用については、この改正の施行の日（以下「施行日」という。）前にこの改正前の第28条第1項の規定により行われた会員権の停止又は制限の期間及び施行日以後にこの改正後の第28条第1項の規定により行われた会員権の停止又は制限の期間を通算する。
- 3 この改正の施行の際、現に改正前の第64条の2第8項の規定により選任されている公益委員は、改正後の同項の規定により選任されたものとみなす。
- 4 この改正の施行後最初に選任される金融・証券教育支援委員会委員長を兼ねる公益理事及び金融・証券教育支援委員会の公益委員の任期については、第50条第2項及び第64条の3第11項の規定にかかわらず、平成24年6月30日までとする。

(注) 改正条項等は、次のとおりである。

- (1) 第5条見出し及び本文を改正。
- (2) 第11条見出し及び第1項を改正、第2項及び第3項を新設。
- (3) 第12条第1項及び第2項を改正、第3項を削り、第3項を新設。
- (4) 第13条見出し及び第1項を改正、第2項及び第3項を新設。
- (5) 第14条第1項及び第2項を改正、第3項を削り、第3項を新設。

- (6) 第26条見出し及び同条第1項、第28条第9項、第30条を改正。
- (7) 第31条見出し及び第1項を改正、第2項及び第3項を新設。
- (8) 第32条第1項及び第2項を改正、第3項を削り、第3項を新設。
- (9) 第38条第1項を改正。
- (10) 第39条第1項を新設し、第1項及び第2項を各1項繰り下げ、第2項及び第3項とし、新第2項を改正。
- (11) 第41条第1号、第42条第3項、第43条第2項、第51条を改正。
- (12) 第56条第2項第1号及び第3項第1号を改正、第6項を1項繰り下げ第7項とし、第6項を新設、新第7項を改正。
- (13) 第4節表題、第62条第5項、同条第10項、同条第12項、第63条第2項、同条第5項、同条第8項、同条第10項、第64条第2項、同条第4項第8号、同条第5項を改正。
- (14) 第64条の2第5項から第8項まで及び第11項を改正、第12項及び第14項を削り、第13項を1項繰り上げ第12項とし、第15項から第17項を各2項繰り上げ第13項から第15項とする。
- (15) 第64条の3を新設し、第78条を削除。
- (16) 第80条第2項を改正。

付 則 (平24. 6. 27)

この改正は、平成24年7月1日から施行する。

(注) 改正条項等は、次のとおりである。

第49条第5項、第62条第14項及び第15項、第63条第12項及び第14項、第64条の2第14項、第64条の3第13項並びに第65条第3項及び第4項を改正。

付 則 (平25. 6. 21)

この改正は、平成25年7月1日から施行する。

(注) 改正条項等は、次のとおりである。

第3条第7号、第5条第2号、第21条、第28条第1項第9号を改正。

付 則 (平26. 6. 20)

この改正は、平成26年7月1日から施行する。

(注) 改正条項等は、次のとおりである。

- (1) 第2条、第22条第3項、第24条第1項、第27条、第30条及び第33条を改正。
- (2) 第56条第2項第10号を新設。

付 則 (平27. 4. 30)

この改正は、本協会が別に定める日から施行する。

(注) 改正条項等は、次のとおりである。

- (1) 第5条第1号及び第2号、第7条第1項第16号、第2章表題、第13条見出し及び同条第1項から第3項まで、第14条見出し及び同条第1項から第4項まで、第26条第1項、第30条見出し及び同条、第47条第1項、第56条第2項第3号、第58条、第64条第4項第4号、第69条第3項、第76条の3第2項を改正。
- (2) 「本協会が別に定める日」は平成27年5月29日。



付 則 (平29. 6.28)

この改正は、平成29年7月1日から施行する。

(注) 改正条項等は、次のとおりである。

第2条、第38条第2項を改正。

付 則 (令 2. 2.10)

この改正は、令和2年3月1日から施行する。

(注) 改正条項等は、次のとおりである。

- (1) 第3条第8号及び第9号を改正、第10号を新設。
- (2) 第5条第1号、第2号及び第3号を改正。
- (3) 第30条、第64条第11項及び第12項、第66条第2項、第67条第2項を改正。

付 則 (令 2. 6.25)

- 1 この改正は、令和2年7月1日から施行する。
- 2 この改正の施行日の翌日以後最初に選挙される証券戦略会議の会員委員の任期については、第63条第9項の規定にかかわらず、令和3年6月30日までとする。
- 3 この改正の施行日の翌日以後最初に選任される金融・証券教育支援委員会の公益委員の任期については、第64条の3第11項の規定にかかわらず、令和4年6月30日までとする。

(注) 改正条項等は、次のとおりである。

- (1) 第3条第7号及び第9号を改正。
- (2) 第5条第1号及び第2号を改正。
- (3) 第63条第2項、第64条の3第2項を改正。

付 則 (令 3. 2.24)

この改正は、本協会が別に定める日から施行する。

(注) 改正条項等は、次のとおりである。

- (1) 第40条及び第61条第1項を改正。
- (2) 「本協会が別に定める日」は令和3年2月24日。

付 則 (令 3. 6.22)

この改正は、令和3年7月1日から施行する。

(注) 改正条項等は、次のとおりである。

第38条第2項、第61条第2項を改正。